

**日本共産党**

こんにちは

いもかわ

# 芋川 ゆうき 区政報告

いも  
お芋の「芋」に  
3本「川」でおなじみ

26号



住所:目黒区南3丁目在住 TEL:090-4206-2048

ツイッター・facebook 公開中!お問い合わせ ☒ <imokawa007@gmail.com>

## 目黒区議会議員 任期スタート

# 公約実現に向けて邁進していきます

**長期連休前に新人向け勉強会も行われました。**

### 自・公議席が過半数を割る 会派決定に向けて さっそく水面下の動きが

4月30日までは自民・公明で19議席あったために、目黒区議員定数36名に対して過半数を超えていました。また、立憲民主党会派や無所属議員の多くがその中でオール与党の体制を作っていました。ですが、今回は自民党が前回より3議席減らしたため自民・公明で16議席にとどまっています。

5月中旬ごろには会派が決定し、目黒区議会の勢力図が決定していきます。その中で無所属や

無会派の議員に対して早速、水面下では引き抜き合戦が始まっております。

← 議員バッジをいただきました



### 情報をより届けるため ブログ更新の強化をします

1年間、更新もほどほどにしか行えていなかったブログ更新ですが、選挙期間を通してとても重要なツールであると感じました。今までは一か月間で約50人程度が100ページ程度を閲覧する程度でありましたが、選挙期間の4月だけで更新も強めたところ、約1500人が約4000ページを閲覧している結果が出ました。

有権者の中でもインターネットを良く使う世代の方に対しては有効なツールとして捉え、今後の活動や議会のように、お話しできる裏話なども盛り込んでお届けできればと思っています。

⇒是非右のQRコードからブログのページを見ていただけたらと思います。

検索ワードは

【芋川ゆうき】でも上位に出てきます



芋川ゆうきブログ

# 年4回定期・「公営住宅入居者」の

## 募集が行われています

年4回定期申し込みを受けている募集が行われております。

申し込み用紙配布機関

※5月7日（火）～15日（水）

※5月20日（月）までに渋谷郵便局に届いたものに限り受付になります。

※ご注意

## 単身者向け・世帯向け

下記写真は一例ですが、他にも若年夫婦世帯向けなども若干募集がかかっております。

[目黒区総合庁舎](#)および[目黒駅行政サービス窓口](#)

では土曜日、日曜日にも配布しています。

配布期間中は[東京都住宅供給公社ホームページ](#)からも、申し込み用紙をダウンロードできます。

### 世帯向（一般募集住宅）申込地区一覧

・単身の方は、入居人数に「単身可」と書いてある地区に申込みできます。  
・地区番号が□で囲まれている地区のみ優遇抽せんがあります。

#### 目黒区

入居人数	申込地区番号	住宅名 (代表的な所在地) 主な交通機関	募集戸数	間取り 専用面積 (㎡)	エレベーター	使用料 (円)	建設年度	備考
1~2人 単身可	10001	大橋二丁目 (目黒区大橋2-13ほか) 東急田園都市線「池尻大橋」 下車徒歩5分	8	1DK 32	有	20,700 ~40,900	平成21~26	バリアフリー仕様
2人以上	10002	大橋二丁目 (目黒区大橋2-13ほか) 東急田園都市線「池尻大橋」 下車徒歩5分	7	2DK 40	有	26,300 ~52,000	平成21~26	バリアフリー仕様
3人以上	10003	大橋二丁目 (目黒区大橋2-13ほか) 東急田園都市線「池尻大橋」 下車徒歩5分	1	2DK 47	有	30,700 ~61,000	平成21~26	バリアフリー仕様



# おいしい話にご用心

『めぐろ消費者にゆうす』より

新学年や新社会人も少々落ち着いてきた5月。

若者を狙った「おいしい話」による被害がでています。

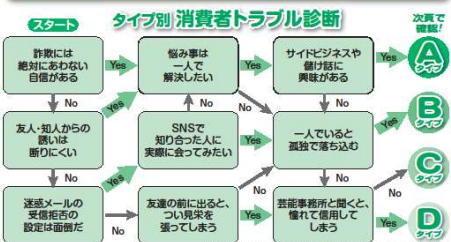
サイドビジネス、ネットビジネス、利回りが高い投資話など。

また2022年4月から民法の一部改正により、成年年齢が18歳に引き下げされます。2004年4月2日生まれ以降の人は、18歳になると成人とみなされ親の同意なしにクレジットカード、ローンの申し込みが可能です。一方で、未成年者であることを理由に契約の取り消しができる「未成年者取消権」による保護はなくなります。困った時はすぐ相談！！

### めぐる消費者にゆうす No.102 2018.3.15

#### あなたのお子さんは大丈夫!? 「おいしい話」に狙われる若者たち

卒業、入学、就職など新生活がスタートする時期、若者を狙った悪質な詐欺の被害が多くなります。消費生活センターに寄せられる相談をみると、18歳~19歳の若者からの相談に比べ、未成年者を理由に取消しができなくなる20歳~22歳の若者からの相談件数が急増します。なかでも、マルチ取引・サイドビジネス商法、エステに関する相談が多いのが特徴です。若者は「自分には関係ない」と安易に考えがちですが、決して他人事ではありません。誰もが被害に遭う可能性があります。そこで今回は、若者に多い消費者トラブルに目を向け、その現状と対処法について考えてみましょう。



特集 新たな被害はありますか? 「おいしい話」に狙われる若者たち  
▶暮らしに役立つ消費者カアップ講座(基礎編)の白書が決まりました!!  
▶引越をキャンセルしたのに、段ボールの引き取りは無料じゃないの?

目黒区消費生活センター  
TEL 03-3711-1140  
月~金曜日 9:30~16:30  
消費ホットライン188

消費生活で困ったときはすぐ相談!  
目黒区消費生活センター